

千葉県報

定例
令和8年5月12日

主要目次

- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定
- 土地改良区定款の変更認可（二件）
- 患畜の発生
- 国土調査の成果の認証（四件）
- 特定調達公告
- 入札公告
- 落札者等の公告（二件）

告示

千葉県告示第二百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下この項において「法」という。）に基づくものの項に規定する登録販売者試験手数料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和八年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
社 日本通信紙株式会社	東京都文京区向丘一丁目一三番一号 四階	令和八年五月十八日から十一月十七日まで	令和八年四月十四日

千葉県告示第二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市上郷南和土地改良区の定款の変更を令和八年四月三十日付けで認可した。

令和八年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市引田神代土地改良区の定款の変更を令和八年四月三十日付けで認可した。

令和八年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり患畜の発生の届出があった。

令和八年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生日
ヨネ病	患畜	牛	七	香取郡東庄町笹川	令和八年三月十二日
〃	〃	〃	一	香取郡多古町十余	令和八年三月十八日

千葉県告示第二百七十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年五月十二日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
印西市	令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで	印西市（大森及び鹿黒の各一部）の地籍図及び地籍簿	印西市大森及び鹿黒の各一部の区域

千葉県告示第二百七十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年五月十二日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年五月十二日

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
印西市	令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで	印西市(大森及び発作の各一部)の地籍図及び地籍簿	印西市大森及び発作の各一部の区域

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百七十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和八年五月十二日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
南房総市	令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで	南房総市(千倉町北朝夷の一部)の地籍図及び地籍簿	南房総市千倉町北朝夷の一部の区域

千葉県告示第二百七十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、令和八年五月十二日次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和八年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
南房総市	令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで	南房総市(千倉町北朝夷の一部)の地籍図及び地籍簿	南房総市千倉町北朝夷の一部の区域

特定調査公告

この特定調査公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年5月12日

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 一八円

千葉県病院局長 山崎 晋一郎

落札者等の公告
別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年5月12日

千葉県立東部図書館長 忍 足 哲也

落札者等の公告
別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年5月12日

千葉県企業局君津工業用水道事務所長 上田 信幸

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県 〇四三(二二三)二六五八
購読申込先